

## ア. 融資・保証の優遇措置

支援策	概要	お問合せ先等																												
<p>① 県制度融資（新分野進出等支援融資）</p>	<p>承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な設備資金及び運転資金について、低利・固定で融資する制度です。</p> <p>なお、融資にあたっては、取扱金融機械、信用保証協会の審査があり、計画の承認を受けた方でもご希望に添えない場合があります。</p> <p><b>※農林漁業、金融業、娯楽遊戯場の一部等は利用できません。</b></p> <p>● 融資条件（平成 29 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="389 472 1010 651"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td>1 億円</td> <td>10 年以内 (うち据置 2 年以内)</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>3,000 万円</td> <td>5 年以内 (うち据置 1 年以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 融資利率等（年利）</p> <table border="1" data-bbox="389 685 1050 902"> <thead> <tr> <th rowspan="2">償還期間</th> <th colspan="2">保証付</th> <th rowspan="2">保証料</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年以内</td> <td>1.3%</td> <td>1.8%</td> <td rowspan="4">0.45～1.9% (※)</td> </tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.4%</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>1.5%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>7 年超 10 年以内</td> <td>1.6%</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設備投資については、保証料のうち 2 割を県から補助。</p> <p>※平成 30 年 3 月 31 日まで、一部の場合を除き、県信用保証協会において保証料率の 10%の割引を実施。詳細は県信用保証協会までお問い合わせください (TEL 029-224-7812)。</p> <p>● 融資手続き 県内各商工会議所・商工会・茨城県中小企業団体中央会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に申し込みます。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	1 億円	10 年以内 (うち据置 2 年以内)	運転資金	3,000 万円	5 年以内 (うち据置 1 年以内)	償還期間	保証付		保証料	保証付	保証無	3 年以内	1.3%	1.8%	0.45～1.9% (※)	3 年超 5 年以内	1.4%	1.9%	5 年超 7 年以内	1.5%	2.0%	7 年超 10 年以内	1.6%	2.1%	<p>県産業政策課 TEL 029-301-3530</p> <p>茨城県商工会議所連合会 TEL 029-226-1854</p> <p>県内商工会議所 (問合せは上記へご確認ください)</p> <p>茨城県商工会連合会 TEL 029-224-2635</p> <p>県内商工会 (問合せは上記へご確認ください)</p>
資金使途	融資限度額	融資期間																												
設備資金	1 億円	10 年以内 (うち据置 2 年以内)																												
運転資金	3,000 万円	5 年以内 (うち据置 1 年以内)																												
償還期間	保証付		保証料																											
	保証付	保証無																												
3 年以内	1.3%	1.8%	0.45～1.9% (※)																											
3 年超 5 年以内	1.4%	1.9%																												
5 年超 7 年以内	1.5%	2.0%																												
7 年超 10 年以内	1.6%	2.1%																												
<p>② 信用保証の特例</p>	<p>「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。</p> <p>承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な資金融資の信用保証に関して、以下の特例措置を受けることができます。</p> <p>● 普通保証等の別枠の設定 「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠が用意されています。</p> <table border="1" data-bbox="389 1491 1192 1630"> <tr> <td></td> <td>通常</td> <td>+</td> <td>別枠</td> </tr> <tr> <td>普通保証</td> <td>2 億円</td> <td></td> <td>2 億円(組合は 4 億円)</td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td>8,000 万円</td> <td></td> <td>8,000 万円</td> </tr> <tr> <td>無担保無保証人保証</td> <td>1,250 万円</td> <td></td> <td>1,250 万円</td> </tr> </table> <p>※無担保無保証人保証の対象者は、従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は 5 人以下）の小規模企業者です。</p> <p>● 新事業開拓保険の限度額の引き上げ 経営革新事業を行うために必要な資金のうち、新事業開拓保険の対象となるもの（研究開発費用）について付保限度額が拡大されます。</p> <table border="1" data-bbox="389 1899 956 1995"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>付保限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新事業開拓保険</td> <td>企業</td> <td>2 億円→3 億円</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>4 億円→6 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 他の支援策による特別枠を既に利用されている場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。</p>		通常	+	別枠	普通保証	2 億円		2 億円(組合は 4 億円)	無担保保証	8,000 万円		8,000 万円	無担保無保証人保証	1,250 万円		1,250 万円			付保限度額	新事業開拓保険	企業	2 億円→3 億円	組合	4 億円→6 億円	<p>茨城県信用保証協会</p> <p>本所 TEL029-224-7812 029-224-7813</p> <p>土浦支所 TEL029-826-7812</p>				
	通常	+	別枠																											
普通保証	2 億円		2 億円(組合は 4 億円)																											
無担保保証	8,000 万円		8,000 万円																											
無担保無保証人保証	1,250 万円		1,250 万円																											
		付保限度額																												
新事業開拓保険	企業	2 億円→3 億円																												
	組合	4 億円→6 億円																												

支援策	概要	お問合せ先等								
<p>③政府系金融機関による低利融資（新事業活動促進資金） 【中小企業事業】</p>	<p>●資金使途：承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金</p> <p>●融資利率 2億7千万円まで → 特別利率②又は③ （土地に係わる資金は基準利率） 2億7万円超 → 基準利率</p> <table border="1" data-bbox="391 504 1125 683"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td rowspan="2">7.2億円 (うち運転資金2.5億円)</td> <td>20年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>7年以内(うち据置期間3年以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは右記お問合わせ先にご確認ください。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	20年以内(うち据置期間2年以内)	運転資金	7年以内(うち据置期間3年以内)	<p>日本政策金融公庫 (中小企業事業)</p> <p>水戸支店 TEL 029-231-4246</p>
資金使途	融資限度額	融資期間								
設備資金	7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	20年以内(うち据置期間2年以内)								
運転資金		7年以内(うち据置期間3年以内)								
<p>【国民生活事業】</p>	<p>●資金使途：承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金</p> <p>●融資利率：特利B（土地に係わる資金は基準利率）</p> <table border="1" data-bbox="391 985 1157 1243"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td rowspan="2">7,200万円 (うち運転資金4,800万円)</td> <td>15年以内(特に必要な場合20年以内) &lt;据置2年以内&gt;</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>原則5年以内(特に必要な場合7年以内) &lt;据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは右記お問合わせ先にご確認ください。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	15年以内(特に必要な場合20年以内) <据置2年以内>	運転資金	原則5年以内(特に必要な場合7年以内) <据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)>	<p>日本政策金融公庫 (国民生活事業)</p> <p>水戸支店 TEL 029-221-7137 土浦支店 TEL 029-822-4141 日立支店 TEL 0294-24-2451</p>
資金使途	融資限度額	融資期間								
設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	15年以内(特に必要な場合20年以内) <据置2年以内>								
運転資金		原則5年以内(特に必要な場合7年以内) <据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)>								

## イ. 海外展開に伴う資金調達措置

支援策	概要	問合せ先等																			
<p>① 株式会社 日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度</p>	<p>中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行してその債務を保証する制度です。</p> <p>●対象者：承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等</p> <table border="1" data-bbox="331 472 1204 835"> <thead> <tr> <th colspan="3">日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法</td> <td colspan="2">信用状（スタンドバイクレジット）の発行</td> </tr> <tr> <td>保証限度額</td> <td colspan="2">一保証先につき4億5千万円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td colspan="2">日本公庫所定の料率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）</td> <td>資金用途</td> <td>長期の設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>1年以上5年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方（債務者）</td> <td>経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等</td> </tr> </tbody> </table>	日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度			保証の方法	信用状（スタンドバイクレジット）の発行		保証限度額	一保証先につき4億5千万円		保証料率	日本公庫所定の料率		保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	長期の設備資金及び運転資金	融資機関	1年以上5年以内	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等	<p>日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店 TEL 029-231-4246</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505</p>
日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度																					
保証の方法	信用状（スタンドバイクレジット）の発行																				
保証限度額	一保証先につき4億5千万円																				
保証料率	日本公庫所定の料率																				
保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	長期の設備資金及び運転資金																			
	融資機関	1年以上5年以内																			
	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等																			
<p>② 貿易保険法の特例</p>	<p>中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年未満の短期資金を借入する場合に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸付保険を付保する制度です。</p> <p>●対象者：承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等</p> <table border="1" data-bbox="331 1128 1204 1469"> <thead> <tr> <th colspan="3">貿易保険法の特例に基づく債務保証制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法</td> <td colspan="2">海外事業資金貸付</td> </tr> <tr> <td>保険引受限度額</td> <td colspan="2">上限の定めは特になし</td> </tr> <tr> <td>保険料率</td> <td colspan="2">日本貿易保険所定の保険料率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）</td> <td>資金用途</td> <td>短期の設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>1年未満</td> </tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方（債務者）</td> <td>経営革新計画の承認を受けた中小企業者等の外国関係法人等</td> </tr> </tbody> </table>	貿易保険法の特例に基づく債務保証制度			保証の方法	海外事業資金貸付		保険引受限度額	上限の定めは特になし		保険料率	日本貿易保険所定の保険料率		保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	短期の設備資金及び運転資金	融資機関	1年未満	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等の外国関係法人等	<p>独立行政法人日本貿易保険 営業第一部 営業企画グループ TEL 03-3512-7563</p>
貿易保険法の特例に基づく債務保証制度																					
保証の方法	海外事業資金貸付																				
保険引受限度額	上限の定めは特になし																				
保険料率	日本貿易保険所定の保険料率																				
保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	短期の設備資金及び運転資金																			
	融資機関	1年未満																			
	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等の外国関係法人等																			
<p>③ 中小企業信用保険法の特例</p>	<p>中小企業が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金を受けるとき、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。</p> <p>●対象者：海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等</p> <p>●海外投資関係保証の限度額の引き上げ 経営革新事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象になるものについて、付保限度額が拡大されます。</p> <table border="1" data-bbox="319 1890 882 1989"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>付保限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新事業開拓保険</td> <td>企業</td> <td>2億円→3億円</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>4億円→6億円</td> </tr> </tbody> </table>			付保限度額	新事業開拓保険	企業	2億円→3億円	組合	4億円→6億円	<p>茨城県信用保証協会 本所 TEL 029-224-7812 029-224-7813 土浦支所 TEL 029-826-7812</p>											
		付保限度額																			
新事業開拓保険	企業	2億円→3億円																			
	組合	4億円→6億円																			

## ウ. 投資の特例措置

支援策	概要	問合せ先等
① 中小企業投資育成株式会社からの投資	<p>原則、資本金3億円以下の株式会社を対象である中小企業投資育成株式会社からの投資が、資本金3億円を超える株式会社も投資対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：経営革新計画の承認を受けた株式会社</li> <li>●投資の内容：会社の設立に際し発行される株式の引受け、増資株式の引受け、新株予約権の引受け、新株予約権付社債等の引受け。</li> <li>●育成事業：中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、各種個別経営相談に応じます。</li> </ul>	<p>東京中小企業投資育成株式会社 TEL 03-5469-1811</p>

## エ. 販路開拓の支援措置

支援策	概要	問合せ先等								
① 販路開拓コーディネート事業	<p>大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構に配置する、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターのネットワークを活用して、計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取り次ぎを行い、市場へのアプローチを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等</li> </ul> <p>※ 当事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。 ご活用の場合には、まず、公益財団法人茨城県中小企業振興公社又は中小企業基盤整備機構（関東本部）にご相談ください。 また、当事業の実施にあたり、一部費用は申込企業の負担となります。</p>	<p>中小企業基盤整備機構関東本部 TEL 03-5470-1620</p> <p>公益財団法人 茨城県中小企業振興公社 TEL 029-224-5339</p>								
② 新価値創造展（中小企業総合展）	<p>経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、ビジネスマッチングの場を提供するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業（別途書面審査有り） ※経営革新計画の承認を受けている企業は審査において評価の対象となります。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>主 催</td> <td>独立行政法人中小企業基盤整備機構</td> </tr> <tr> <td>イベントの内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展</li> <li>・出展企業によるプレゼンテーション紹介</li> <li>・専門家による基調講演、セミナー等の開催</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>出 展 料</td> <td>有料（備品リース料等実費負担有り）</td> </tr> <tr> <td>直近の実績</td> <td>平成28年10月31日～11月2日 東京ビッグサイト 出展者数：538社・44機関 延べ来場者数：30,042人</td> </tr> </table>	主 催	独立行政法人中小企業基盤整備機構	イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展</li> <li>・出展企業によるプレゼンテーション紹介</li> <li>・専門家による基調講演、セミナー等の開催</li> </ul>	出 展 料	有料（備品リース料等実費負担有り）	直近の実績	平成28年10月31日～11月2日 東京ビッグサイト 出展者数：538社・44機関 延べ来場者数：30,042人	<p>中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援課 TEL 03-5470-1525</p>
主 催	独立行政法人中小企業基盤整備機構									
イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展</li> <li>・出展企業によるプレゼンテーション紹介</li> <li>・専門家による基調講演、セミナー等の開催</li> </ul>									
出 展 料	有料（備品リース料等実費負担有り）									
直近の実績	平成28年10月31日～11月2日 東京ビッグサイト 出展者数：538社・44機関 延べ来場者数：30,042人									

## オ. その他の優遇措置

支援策	概要	問合せ先
<p><b>① 研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度</b></p>	<p>以下の特許関係料金について半額軽減</p> <p>①審査請求料 ②特許料（第1～10年分）</p> <p>関東経済産業局へ減免申請を行い、関東経済産業局の確認を受けた後、審査請求書（又は特許料納付書）を特許庁に提出します。</p> <p>●対象者：経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者（経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[①出願(出願料)] --&gt; B[②軽減申請]     B --&gt; C[③審査請求(審査請求料)]     C --&gt; D[④特許査定]     D --&gt; E[⑤軽減申請]     E --&gt; F[⑥設定登録(特許料)]     G[半額納付] --&gt; C     H[半額納付] --&gt; F                     </pre> </div>	<p>関東経済産業局産業技術環境局産業技術政策課 TEL 03-3501-1773</p>